◇**酒税法施行令の一部を改正する政令**（政令第一四〇号）（財務省）

1　輸出免税の適用のため、酒類が輸出のため外国航路に就航する船舶等に積み込まれたことを税関長が証明した書類等に基づき帳簿に記載する際の当該書類等について、当該書類等に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含むものとした。（第三六条関係）

2　ウイスキー等に類似する一定のスピリッツについて、当該スピリッツを移出する際に承認を受けなければならないこととした。（第五六条関係）

3　この政令は、一部の規定を除き、令和四年四月一日から施行することとした。

◇**たばこ税法施行令の一部を改正する政令**（政令第一四一号）（財務省）

1　輸出免税の適用のため、製造たばこが輸出のため外国航路に就航する船舶等に積み込まれたことを税関長が証明した書類等に基づき帳簿に記載する際の当該書類等について、当該書類等に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含むものとした。（第七条関係）

2　この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。

◇**揮発油税法施行令の一部を改正する政令**（政令第一四二号）（財務省）

1　輸出免税の適用のため、揮発油が輸出のため外国航路に就航する船舶等に積み込まれたことを税関長が証明した書類等に基づき帳簿に記載する際の当該書類等について、当該書類等に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含むものとした。（第九条関係）

2　この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。

◇**石油ガス税法施行令の一部を改正する政令**（政令第一四三号）（財務省）

1　輸出免税の適用のため、課税石油ガスが輸出のため外国航路に就航する船舶等に積み込まれたことを税関長が証明した書類等に基づき帳簿に記載する際の当該書類等について、当該書類等に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含むものとした。（第五条関係）

2　この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。

◇**石油石炭税法施行令の一部を改正する政令**（政令第一四四号）（財務省）

1　輸出免税の適用のため、原油、ガス状炭化水素又は石炭が輸出のため外国航路に就航する船舶等に積み込まれたことを税関長が証明した書類等について、当該書類等に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含むものとした。（第一一条関係）

2　この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。

◇**自動車重量税法施行令の一部を改正する政令**（政令第一四五号）（財務省）

1　納付受託者の指定要件及び委託を受けた自動車重量税の納付期日を定めることとした。（第八条及び第九条関係）

2　この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。

◇**印紙税法施行令の一部を改正する政令**（政令第一四六号）（財務省）

1　出資証券が非課税となる法人の範囲に労働者協同組合及び労働者協同組合連合会を加えることとした。（第二五条関係）

2　この政令は、労働者協同組合法（令和二年法律第七八号）の施行の日（令和四年一〇月一日）から施行することとした。

◇**国税通則法施行令等の一部を改正する政令**（政令第一四七号）（財務省）

一　国税通則法施行令の一部改正関係

1　税関長が行う賦課決定について、当該職員に口頭で賦課決定の通知をさせることができる場合を定めるとともに、当該職員がその賦課決定の通知をする場合には、他の当該職員の立会いを受けなければならないこととした。（国税通則法施行令第六条の二関係）

2　税関長が国税の徴収の所轄庁となる場合の納付受託者に対する納付の委託の手続の細目を定めることとした。（国税通則法施行令第一二条関係）

3　加重された過少申告加算税等を課さない部分の税額の計算方法を定めることとした。（国税通則法施行令第二七条関係）

二　法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和二年政令第二〇七号）附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第九条の規定による改正前の国税通則法施行令の一部改正関係

所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第一四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一三条の規定による改正前の国税通則法の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。（法人税法施行令等の一部を改正する政令附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第九条の規定による改正前の国税通則法施行令第二五条関係）

三　施行期日

この政令は、一部の規定を除き、令和四年四月一日から施行することとした。

◇**租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令**（政令第一四八号）（財務省）

一　租税特別措置法施行令の一部改正関係

1　個人所得課税

㈠　上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例について、上場株式等の配当等で完全子法人株式等に係る配当等の課税の特例の対象となる配当等に該当するものの支払をする法人は、その配当等の支払の取扱者に対し、その配当等の支払を受ける内国法人の名称、本店等の所在地、その配当等が完全子法人株式等に係る配当等の課税の特例の対象となる配当等に該当する旨等を通知しなければならないこととした。（租税特別措置法施行令第四条の六の二関係）

㈡　収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等について、収用等のあった日の属する年の前年以前に取得をした代替資産となるべき資産についてのやむを得ない事情の範囲等及びその代替資産となるべき資産が減価償却資産である場合のその収用等による譲渡があったものとされる金額の細目等を定めることとした。（租税特別措置法施行令第二二条、第三九条及び第三九条の二関係）

㈢　特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の二、〇〇〇万円特別控除について、その適用対象となる地方独立行政法人に土地が買い取られる場合における当該地方独立行政法人の範囲を博物館法に規定する公立博物館又は指定施設に該当する博物館又は植物園の設置及び管理を行うことを主たる目的とする地方独立行政法人とすることとした。（租税特別措置法施行令第二二条の七及び第三九条の四関係）

㈣　農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の八〇〇万円特別控除の適用対象となる農地中間管理機構（一定のものに限る。）に対し農用地区域内にある農地等を譲渡した場合から、農用地区域内にある土地等を農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による公告があった同法の農用地利用集積等促進計画の定めるところにより譲渡した場合に該当する場合を除外することとした。（租税特別措置法施行令第二二条の九及び第三九条の六関係）

㈤　特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例について、買換資産が令和六年一月一日以後に建築確認を受ける住宅（登記簿上の建築日付が同年六月三〇日以前のものを除く。）又は建築確認を受けない住宅で登記簿上の建築日付が同年七月一日以後のものである場合の要件にその住宅が一定の省エネ基準を満たすものであることを加えることとした。（租税特別措置法施行令第二四条の二関係）

㈥　特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例について、居住者等が開設する特定口座に係る特定口座内保管上場株式等を発行した法人で二以上の種類の株式又は出資を発行していたものは、資本の払戻しを行った場合には、当該特定口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に対し、種類払戻割合を通知しなければならないこととした。（租税特別措置法施行令第二五条の一〇の二関係）